

1 令和元年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

1 実施状況

指導監査実施の回数 ・ 運営が適正な法人・施設 … 2年に1回
 ・ 児童福祉施設 …………… 毎年実施

運営施設	法人数				指摘率 (%)
	市内 ※1	本市所管 (監査対象)	指導監査 実施	文書指摘 ※2	
(1) 社会福祉協議会	1	1	1	1	100.0%
(2) 保護施設	1	0	-	-	-
(3) 老人福祉施設	9	3	1	1	100.0%
(4) 障害者支援施設	4	2	2	2	100.0%
(5) 児童福祉施設	60	45	45	32	71.1%
合計	73	51	49	36	73.5%

※1：「沖縄県社会福祉事業団」は保護施設・障害者支援施設ともに運営。

「偕生会」は老人福祉施設・児童福祉施設ともに運営。

上記2法人がダブルカウントとなるため、法人数合計は75-2=73。

※2：件数ではなく、指摘のあった法人数。複数件の指摘のある法人も1として記載。

2 文書指摘事項

I 組織運営

【定款変更等の状況】

ア 定款の不備又は実態と乖離 (文書1件)

- ・ 定款の内容について必要な記載事項が未記載。

【役員の構成等の状況】

ア 役員の構成が不適切 (文書1件)

- ・ 施設の管理者が理事に選任されていない。

イ 役員の選任手続きが不適切 (文書9件)

- ・ 理事の選任手続きに係る書類の未徴取。
- ・ 理事や監事の任期満了後の選任手続きが未実施。

ウ 代表権を有する者の未登記又は遅延 (文書1件)

- ・ 理事長の未登記。

エ 役員報酬等の不適正な支給 (文書 1 件)

- ・ 役員報酬規程にない報酬の支払いがある。

オ 評議員の構成が不適切 (文書 1 件)

- ・ 同一団体の役員が評議員総数の 1/3 を超えて選任されている。

カ 評議員の選任手続が不適切 (文書 4 件)

- ・ 評議員から就任承諾書等の必要書類の未徴取。
- ・ 評議員の任用期間に誤りがある。

【理事会の状況】

ア 理事会の開催要件の不備 (文書 8 件)

- ・ 理事会開催の招集通知を省略する際、理事全員の同意を確認できる書類が確認できなかった。
- ・ 定款施行細則通りに開催通知を发出していない。

イ 理事会の開催が低調又は形骸化 (文書 1 件)

- ・ 理事長の職務執行状況の理事会報告について、定款通りに行っていない。

ウ 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施 (文書 3 件)

- ・ 事業計画及び収支予算書について、定款通りの手続きを行っていない。
- ・ 補正予算承認に係る審議が未実施。
- ・ 予備費使用について未報告。

エ 理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続 (文書 14 件)

- ・ 特定理事や監事の連続 (2 回以上) 欠席。

【評議員会の状況】

ア 評議員会の開催要件の不備 (文書 1 件)

- ・ 定款施行細則通りに開催通知を发出していない。

イ 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施 (文書 1 件)

- ・ 補正予算承認に係る審議が未実施。

ウ 評議員会で特定の評議員が欠席 (文書 2 件)

- ・ 特定評議員の連続 (2 回以上) 欠席。

エ 評議員会の状況 その他 (文書 1 件)

- ・ 事業報告及び決算に係る承認を理事会承認前に行っている。

Ⅱ 事業

令和元年度指摘なし。

Ⅲ 管理

【人事管理の状況】

ア 人事管理の状況その他（各種規程の不備等）（文書6件）

- ・ 給与規程の条文（給与表、重複した条文、職名）の未整備。
- ・ 給与規程や非常勤就業規則にない手当の支給。
- ・ 雇い入れ時の必要書類の不備または未徴取。
- ・ 特定業務従事者の健康診断実施の不備。

【資産管理の状況】

ア 総資産額等が未登記又は遅延（文書2件）

- ・ 資産総額の変更登記が未登記。

【会計管理の状況】

ア 経理規程の未整備又は実態との遊離（文書5件）

- ・ 経理規程の一部が社会福祉法人会計基準改定前の内容となっている。
- ・ 固定資産管理について経理規程通りに行っていない。
- ・ 公益事業に係る規定がない。

イ 会計責任者と出納職員未配置又は兼務（文書3件）

- ・ 会計責任者、出納職員等に辞令を交付していない。

ウ 経理事務処理が不十分（文書3件）

- ・ 月次報告書が理事長や統括会計責任者へ未提出。
- ・ 月次報告書（一部）の未作成。
- ・ 賃貸借契約書において契約額と支払い額の不一致。

エ 会計管理の状況 その他（文書2件）

- ・ 予算を超えて支出している。
- ・ 施設利用料の現金管理が不十分（帳簿への受領記録がない等）。

【その他】

ア 法人の業務、財務等の情報開示が不十分（文書2件）

- ・ 定款、役員報酬等支給基準額、役員名簿の全部又は一部未公表。

2 令和元年度 社会福祉施設指導監査実施結果

1 実施状況

指導監査実施の回数

- ・ 運営が適正な法人・施設 … 2年に1回
- ・ 児童福祉施設 …………… 毎年実施

施設種別	施設数			指摘率 (%)
	監査対象	指導監査 実施	文書指摘	
(1) 保護施設	1	1	1	100.0%
(2) 老人福祉施設	14	8	8	100.0%
(3) 障害者支援施設	4	3	3	100.0%
(4) 児童福祉施設	150	150	112	74.7%
合計	169	162	124	76.5%



児童福祉施設 (内訳)	監査対象	指導監査 実施	文書指摘	指摘率 (%)
① 保育所（保育所型 認定こども園含む）	92	92	72	78.3%
② 幼保連携型認定こ ども園	38	38	23	60.5%
③ 地域型保育事業 (小規模・事業所)	20	20	17	85.0%
合計	150	150	112	74.7%

2 文書指摘事項 （児童福祉施設は口頭指導も記載）

(1) 保護施設：
運営管理関係

【1 会計事務処理が不適切】

- ア 会計実務処理が不適切 （文書1件）
- ・ 現金残高と帳簿残高の未照合及び会計責任者への未報告。

【2 就業規則、管理規程が不備又は実態との乖離】 （文書1件）

- ・ 採用時の提出書類について、就業規則通りに行っていない。

(2) 老人福祉施設

I 適切な入所者処遇の確保の状況

【1 入所者処遇】

ア 食事の提供が不適切 (文書 5 件)

- ・ 給食従事者の検便を毎月 1 回以上行っていない。
- ・ 原材料や調理済みの保存食が規定量保存されていない。
- ・ 適正な時間帯に検食を行っていない。

II 社会福祉施設運営の適正実施の確保

【1 施設の運営管理体制の確立】

ア 諸規程の整備及び運用が不十分 (文書 13 件)

- ・ 収納した金銭について、規定通りに行っていない。
- ・ 車両管理規程について、運用が不十分。
- ・ 物品購入伺いの際、決裁規程通りとなっていない。
- ・ 預かり金の取り扱いについて、規定通りに行っていない。
- ・ 予算管理責任者等の任命について、確認ができなかった。
- ・ 月次報告の未作成。
- ・ 合計残高試算表の提出が規定通りに行っていない。
- ・ 小口現金について、限度額越えや日々の収支報告が未実施。
- ・ 弔慰金規程にない支出がある。
- ・ 見舞金の支出根拠の確認ができなかった。

イ 建物・設備整備の維持管理が不適切 (文書 1 件)

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った、ねずみ・昆虫駆除(年 2 回以上)の未実施。

ウ (その他) (文書 18 件)

- ・ 固定資産の取得や処分について、規定通りの手続きが行われていない。
- ・ 固定資産の管理・報告が不十分。
- ・ 固定資産管理台帳への計上漏れ。
- ・ 支出について拠点区分に誤りがある。
- ・ 寄付金品の受け入れ手続きが規定通りに行われていない。
- ・ 役員報酬を施設拠点から支出している。
- ・ 業務委託契約について、利益相反取引に該当。
- ・ 会計処理が不十分(計上もれ、誤った科目への計上等)。
- ・ 予算超過の支出がある。

- ・ 貸借対照表中において退職給付引当金額が資産と負債の計上額が不一致。
- ・ 契約事務が不十分（稟議書、見積書及び契約書等がない）。
- ・ 特定の政治団体への会費を施設区分から支出している。
- ・ 銀行届出印鑑と預金通帳の保管責任者が同一人物。

【2 必要な職員の確保と職員処遇の充実】

ア 職員の確保及び定着化への取組みが不十分（文書 2 件）

- ・ 特定業務従事者の年 2 回の健康診断未受診。
- ・ 雇い入れ時の健康診断の未受診。

イ 労働法関係の届出が未提出（文書 1 件）

- ・ 育児・介護休業等に関して休業の対象外の範囲を定める労使協定が未締結。

【3 防災対策の充実強化】

ア 消防設備の点検整備が不十分（文書 2 件）

- ・ 消防設備点検において、実施報告書の確認ができなかった。

イ 消防訓練が不十分（文書 2 件）

- ・ 避難訓練、消火訓練、夜間訓練を規則通り行っていない。

（3）障害福祉施設

I 適切な入所者処遇の確保の状況

【1 入所者処遇】

ア 食事の提供が不適切（文書 1 件）

- ・ 検食した記録がない。

II 社会福祉施設運営の適正実施の確保

【1 施設の運営管理体制の確立】

ア 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切（文書 5 件）

- ・ 基本給決定について規定通りに行っていない。
- ・ 雇用契約書が未作成。
- ・ 慶弔見舞金について、支給対象者外に支給している。
- ・ 月次試算表が規定通りに報告されていない
- ・ 月次試算表の一部が未作成。

イ 施設整備の整備、維持管理が不適切 （文書 1 件）

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った残留塩素濃度検査が未実施の日がある。

ウ その他 （文書 3 件）

- ・ 業務委託契約書や賃貸借契約が未作成。
- ・ 計算書類（貸借対照表）において、経常誤りがある。

(4) 児童福祉施設（保育園・こども園・地域型保育事業）

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
1 適切な入所者処遇の確保の状況	4	17	0	3	2	5
(7) 保存食保存状況及び原材料の保存状況	2	0	0	0	0	0
①原材料及び調理済み食品が50gに満たない	1	0	0	0	0	0
②原材料が適切に保存されていない。（一部未保存や廃棄部分を保存等）	1	0	0	0	0	0
(9) 給食関係者の検便の実施状況	2	14	0	2	0	4
①給食従事者の検便を毎月1回以上行っていない。	1	7	0	0	0	4
②採用時に、検便が実施していない者を給食業務に従事させている。	0	2	0	0	0	0
③育休復帰前、若しくは配置換えの際に検便を実施していない	1	3	0	0	0	0
④検便の必要な検査項目を受けていない。	0	2	0	0	0	0
⑤給食業務の委託先から検便結果報告書を徴取していない	0	0	0	2	0	0
(17) 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況	0	0	0	1	2	0
①苦情等を解決するための第三者委員等の体制を整えていない	0	0	0	1	0	0
②第三者委員の氏名や連絡先について未周知	0	0	0	0	2	0
(37) 重大事故に係る検証結果を踏まえた再発防止措置の状況	0	2	0	0	0	0
①重大事故（治癒に30日以上を要する負傷）が生じた場合には、こどもみらい課へ報告する必要があるが報告していない。	0	2	0	0	0	0
(38) 健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況	0	1	0	0	0	1
①学校保健安全法に規定された検査項目（内科、歯科、尿）を年2回実施していない。	0	1	0	0	0	1
2 入所者の生活環境の確保の状況	2	16	1	0	0	1
(1) 入所者の安全・快適な生活空間の確保の状況	1	0	1	0	0	0
①施設内における転倒防止や落下防止対策が不十分	1	0	1	0	0	0
(3) 居室等の設備及び運営基準への適合状況	0	1	0	0	0	0
①保育室の面積が児童数に対して基準面積を満たしていない	0	1	0	0	0	0
(4) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明の状況	1	15	0	0	0	1
①大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った、ねずみ・昆虫駆除（年2回以上）を年1回だけ実施していた。	0	5	0	0	0	1

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
②大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った、残留塩素濃度等の水質検査（調理前、調理後）を調理前だけ測定していた。	1	3	0	0	0	0
③貯水槽を設置しているが、年1回の清掃を実施していない。	0	7	0	0	0	0
4 施設の運営管理体制の状況	42	131	20	33	9	20
(2) 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	10	36	16	13	2	3
①運営規程に保護者からの徴収金や金額等について記載がない	3	0	6	2	0	0
②運営規程に一部必要事項の記載がない	4	0	9	0	2	0
③固定資産購入に伴う契約事務処理に不備がある	0	1	0	0	0	1
④固定資産の保管現在高や使用状況等の管理について規定通りの手続きが行われていない。	0	1	0	0	0	0
⑤固定資産購入の際、関係書類未作成や理事長の購入承認がない	1	0	0	0	0	0
⑥基本財産以外の固定資産の取得、処分、移管について規定通りに行われていない	0	10	1	3	0	0
⑦小口現金の限度額が規定より超過。	0	1	0	1	0	1
⑧月次試算表が規定通りに提出されていない。	1	10	0	1	0	1
⑨月次試算表の決裁印もれ	0	1	0	0	0	0
⑩園長の出張命令権者が規定どおりではない	0	1	0	0	0	0
⑪経理規程の未整備（旧式の内容等）。	0	1	0	1	0	0
⑫旅費規程の未整備（現状と規定との相違等）	0	6	0	2	0	0
⑬旅費について誤った支給がある。	0	0	0	1	0	0
⑭物品購入や工事の際、契約書や物品購入伺書が未作成。	1	1	0	1	0	0
⑮2社以上の業者から見積書を徴していない、	0	3	0	1	0	0
(3) 帳簿類の整備状況	2	5	0	2	0	1
①車両運行記録簿の未整備	1	0	0	0	0	0
②固定資産管理台帳において記載誤りがある（未廃棄分の誤表示や未計上等）。	0	4	0	2	0	1
③現金出納帳が未作成。もしくは、記載誤り。	1	1	0	0	0	0
(9) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況	1	18	0	3	2	6
①委託費で親睦会費としての福利厚生費で認められている1/2以上の額を支出している。	0	2	0	0	0	0

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
②運営費、委託費収入額計上について誤りがある。または、未計上であ	0	3	0	1	0	4
③保育園の運営に係る非該当の経費を運営費から支出	1	2	0	1	2	1
④福利厚生費や会議費の支出について確認できる証憑がない	0	2	0	0	0	0
⑤本来支出すべき拠点に誤りがある。	0	3	0	0	0	0
⑥委託費の弾力運用要件に該当してない。	0	1	0	0	0	0
⑦駐車場料金を委託費から支払っている	0	1	0	0	0	0
⑧法人運営に係る費用（役員報酬・茶菓子等）を保育園拠点区分から支出している	0	1	0	0	0	0
⑨積立資産の専用口座への移動が決算理事会終了後2か月を超えている。	0	2	0	0	0	0
⑩工事代金について元帳に記載がない	0	0	0	0	0	1
⑪予備費使用について規定通りに行われていない	0	0	0	1	0	0
⑫土地の賃貸借契約について利益相反に抵触	0	1	0	0	0	0
(12) 当期末支払資金残高及び引当金の管理運用及び取り崩し等に係る手続きの状況	0	3	0	2	0	0
①賞与引当金が未計上。	0	3	0	2	0	0
(15) 予算及び補正予算の編成の時期及び積算の状況	0	1	0	0	0	0
①理事会による補正予算の承認審議が事後若しくは審議がない	0	1	0	0	0	0
(17) 事業費と事務費の流用の状況	1	4	0	0	0	0
①予算流用の際、理事長の承認を得ない等規定通りに行っていない	1	4	0	0	0	0
(19) 他会計間の貸借処理状況	9	2	4	1	0	0
①拠点区分間で貸借があるが清算が行われていない	1	2	0	1	0	0
②拠点区分間での貸借があるが、年度を超えて清算を行っている	8	0	4	0	0	0
(20) 現金、預金等の保管状況	1	21	0	5	0	3
①保護者からの徴収金について、金融機関への預入が規定通りではない	1	14	0	0	0	2
②通帳と銀行印の保管状況の不適切	0	6	0	5	0	1
③金銭残高の実在性を確認する書類（小口現金出納簿等）がない。もしくは、書類はあるが収支記録がない。	0	1	0	0	0	0
(21) 内部牽制体制の確立及び機能の状況	0	9	0	2	0	0

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
①会計責任者、出納職員及び固定資産管理責任者が規定通りに任命されていない	0	9	0	0	0	0
②会計責任者、出納職員及び固定資産管理責任者へ辞令未交付	0	0	0	1	0	0
③会計責任者と出納責任者が兼任	0	0	0	1	0	0
(22) その他	27	34	4	6	5	7
①業務委託契約書や賃貸借契約書が未締結または不備がある。	0	14	0	2	1	3
②業務委託契約書（または賃貸借契約書）の契約額と実際に支払っている額が異なっている	0	2	0	0	0	0
③土地・建物賃貸料の支払い遅延	3	0	0	0	0	0
④保護者徴収金の未収分や物品購入際に、職員が立替を行っている	0	1	1	0	1	2
⑤計算書類に対する注記の記載内容に不備がある	5	0	0	0	0	0
⑥指導監査時における資料等の不備。	1	0	0	0	0	0
⑦慶弔見舞金等について支出に係る書類の確認ができなかった。	0	1	0	0	0	0
⑧保育所では認められない勘定科目を設定している	0	1	0	0	0	0
⑨収入科目が不適切。または、支出科目において不適切な科目からの支出。	12	7	2	1	0	2
⑩地域型保育給付の額について支給認定保護者に対し未通知	0	0	0	1	0	0
⑪混在した費目が一つの会計科目で処理されている	1	0	0	0	0	0
⑫領収書の宛名について個人名や未記載となっており園の経費か不明瞭	1	0	1	0	3	0
⑬保護者からの実費徴収金の収支を簿外処理している	0	6	0	1	0	0
⑭決算書類において決算額に誤りがある	0	1	0	0	0	0
⑮源泉徴収がなされていない	2	0	0	0	0	0
⑯計算書類と固定資産管理台帳の計上額が不一致	0	1	0	1	0	0
⑰治療費に係る保険未適用について	2	0	0	0	0	0
5 必要な職員の確保と職員処遇の状況	35	75	0	16	13	25
(1) 給与規程等の各種規程の整備状況	0	14	0	6	1	6
①就業規則や給与規程が整備されていない（新設した職種や手当の記載漏れ、条文の不備）	0	13	0	6	1	4
②就業規則に規定されている定年年齢を上回って正規職員として雇用している。	0	1	0	0	0	2

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
(3) 労働基準法等関係法規の遵守の状況	14	13	1	3	1	4
①育児・介護休業申請の際に規定通りの諸手続きが行われていない。	3	1	0	0	0	1
②雇用契約書の内容に不備がある。	1	5	0	3	1	2
③雇用契約書の未交付	0	6	0	0	0	1
④日曜日等の研修参加に対し、時間外手当や振替等を与えていない	7	1	1	0	0	0
⑤時間外労働に対する安全配慮義務の注意喚起	1	0	0	0	0	0
⑥休職に係る手続きがなされていない	2	0	0	0	0	0
(4) 職員への健康診断等健康管理の実施状況	9	19	3	2	1	2
①雇入れ時、定期の健康診断で必要な診断項目が一部未受診。	8	0	2	0	1	0
②雇入れ時の健康診断書が未徴取。または、健康診断受診の遅延。	1	3	0	1	0	0
③職員の定期健康診断結果報告書の未保管。	0	16	1	1	0	2
(8) 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況	6	8	1	4	0	1
①諸手当（通勤・扶養・住居等）について規定通りの申請手続きを行っていない。	5	3	1	2	0	0
②通勤手当の支給額認定について誤りがある。	1	4	0	2	0	1
③扶養手当の認定に誤りがある	0	1	0	0	0	0
(9) 労使協定の締結及び労働基準監督署への届出状況	3	3	5	0	4	3
①36協定書の労働基準監督署への届け出が有効開始以降である。	3	0	5	0	4	0
②36協定書について労使協定が未締結。または、労働基準監督署への未届	0	2	0	0	0	2
③育児・介護休業等に関する労使協定が未締結	0	1	0	0	0	1
(12) その他	3	18	2	1	6	9
①定期昇給が行われていない。	0	0	0	0	0	1
②規定で昇給停止に該当する職員が定期昇給を行っている。	0	0	0	0	0	0
③初任給格付け時の際、規定通りの格付けが行われていない。（経験年数や最終学齢等）。	0	4	0	0	0	0
④特別昇給について決定の理由等が不明。	0	1	0	0	0	0
⑤規定通りに手当や賞与が支給されていない	0	5	0	1	0	0

指摘事項	保育所		こども		小・事	
	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書
⑥規定にない手当を支給している。	0	2	0	0	0	0
⑦給与規程に基づかない昇給を行っている	0	1	0	0	0	0
⑧給与規程の条文と対応する別表とで内容が不一致	0	0	0	0	0	2
⑨給与規程に基づかない格付け及び支払いがある	0	3	0	0	0	2
⑩基本給決定に際し、根拠等を示す書類が未整備	1	0	1	0	0	1
⑪マイカー通勤者の非課税規定限度額適用が適正に行われていない	1	0	1	0	6	0
⑫弔慰見舞金規程に基づかない支出がある	0	1	0	0	0	1
⑬採用時の提出書類の未徴取。または、不備がある。	1	1	0	0	0	1
⑭出退勤管理がないため勤務状況不明。	0	0	0	0	0	1
6 防災対策への取組み状況	11	11	1	5	5	0
(2) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓等の整備状況	9	0	1	3	5	0
①法定の消防設備点検を年2回実施していない。	4	0	0	2	4	0
②消防設備点検を実施しているが、点検による不備事項を改善していない。	0	0	1	1	1	0
③消防設備点検報告書の消防署への提出遅延	2	0	0	0	0	0
④消防設備点検報告書の内容の不備	2	0	0	0	0	0
⑤消火器の設置場所が不適切	1	0	0	0	0	0
(7) 消火訓練及び避難訓練の実施状況	2	11	0	2	0	0
①避難訓練及び消火訓練が毎月1回以上実施されていない。	0	11	0	2	0	0
②実施記録がない	2	0	0	0	0	0

3 令和元年度 児童福祉行政指導監査実施結果

1 実施状況

指導監査実施の回数 ・ 2年に1回

指導監査対象課	文書指摘	指摘率（％）
(1) こどもみらい課	0	—
(2) 子育て応援課	0	—
(3) こども教育保育課	0	—

2 文書指摘事項

(1) こどもみらい課
・ 指摘事項なし

(2) 子育て応援課
・ 指摘事項なし

(3) こども教育保育課
・ 指摘事項なし